

食品関係営業施設における「営業施設の基準」の改正について（概要）

1 改正の趣旨

本県では、食品衛生法の規定に基づき、食品関係許可業者が遵守すべき「営業施設の基準」（施設基準）を条例で定めている。

平成30年6月の食品衛生法の改正により、営業許可業種が再編され、また、厚生労働省令で定められた業種ごとの基準等を参酌して（参酌基準）、条例で施設基準を定めるよう規定されたことから、必要な改正を行った。

※参酌基準

都道府県等の条例制定に当たり十分に参照しなければならない法令上の基準

2 改正概要

条例で定める施設基準を次のとおり改正した。

(1) 基準を定める営業許可業種の設定

営業許可業種の見直しにより再編された業種（32業種）について規定

(2) 基準の設定

厚生労働省令に新設された参酌基準の内容を規定

（現行条例に規定されている特殊な営業に係る基準の緩和規定は残した。）

別表第1	食品衛生法施行令（以下「令」という。）第35条各号に掲げる営業に共通する基準（同条第2号及び第6号に掲げるものを除く）
別表第2	令第35条各号に掲げる営業ごとの基準
別表第3	生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る基準

3 施行期日

令和3年6月1日